

## 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見

2022 年 10 月 26 日

総務省 総合通信基盤局 事業政策課 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス [info@mcf.or.jp](mailto:info@mcf.or.jp)

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。

MCF では、これまで総務省の「スマートフォンプライバシーイニシアティブ (SPI)」の主旨と取り組みに賛同して「アプリケーション・プライバシーポリシー」のガイドラインを策定するとともに、会員以外の一般にも広く公開することで SPI の普及に寄与し利用者情報の適切な取扱いを促進してきました。また、モバイルコンテンツ分野のプライバシーマーク審査機関として、プライバシーマーク制度における「スマホ等の利用者情報の取扱い」を策定して、個人情報にとどまらず利用者情報の適切な取扱いにも貢献してきております。

今回の取り組みの主旨については賛同するとともに、官民連携に積極的に寄与していきたいと考えるため当団体の意見を真摯にご検討いただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

### 「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見

#### 総論

今回の省令案については基本的に賛同する。

一方で法規制の目的となっている「通信関連プライバシー」の定義があいまいであり、政令・ガイドラインで手段等を検討する上で原則の明確化を求める。特に利用者に与える根源的なリスクとは何か、保護すべき人権とは何かという根源的な問いを深めていくことで政令・ガイドライン等の検討を進めることを求める。

最新のインターネット・サービスでは、これまでのテレコムサービスとは違い様々な機能、サーバー等を組み合わせることで利用者に高度なサービスと利便性を提供していることは、第二次とりまとめが示すとおりである。そのようなインターネット・サービスを検討していく上では、これまでのテレコム的な発想としての内と外を縦割りのようにわける発想ではなく、Data Free Flow with Trust (DFFT) のビジョンで示されているようにインターネット全体を水平的にわけて考える思想が必要であると考えます。そのため今回の政令・ガイドライン等の検討にあ

たっても、利用者に正当に事業を提供するトラストの領域を法規制の対象とすることは避けるべきであるとする。

現在、インターネットの問題は益々グローバルイシューとなっている。そのため我が国だけがガラパゴス規制を導入して、利用者及び事業者双方に、ユーザビリティの低いサービスを強要して過度な負担をかけるようなこととならないように、政令・ガイドライン等の検討にあたっては十分に国際的な連携を図っていくことを求める。

今回の取り組みでは、官民が連携した共同規制の考えが示されているが、これまでの共同規制では、エンフォースメントとしての法規制とインセンティブ等によって機能する民間の取り組みが分断されることが多かった。そのため共同規制スキームの構築にあたっては、官が民間の取り組みを後押しするような連携して機能するバランスの取れた制度を検討していくことを望む。

このような基本的な考えに基づいて、以下個別論点について意見を提出する。

#### (利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報) 第二十二條の二の三十について

今回の省令案については基本的に賛同する。

特に、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」は、利用者が当該サービス提供を受けるにあたり合理的に予測でき一定の理解のうえで利用しているものと考えられるにもかかわらず、都度通知又は容易に知りうる状態にすることとなり、我が国の利用者及び事業者双方に過度な負担をかけて世界で一番ユーザビリティの低いサービスを提供することとならないようにするという観点から重要である。

例えば、ユーザビリティの低いサービスとしては、以下の様なことが想定される。

・ゲームでの対戦において、①パンチがあたった～②倒れた～③勝った等の①～③のそれぞれの場面で、利用者に外部送信の確認を求めることとなる。

・商品・サービスを購入した場合、①商品・サービス～②決済手段～③ポイント等の利用を画面で確認したあと、それぞれの場面で外部送信の確認を求めることとなる。

このような利用者の端末とサーバーとの外部送信に関しては、膨大なコードと手順によってサービスを構築している。このような情報を通知または容易に知り得る状態として公表したとしても利用者に膨大な情報の確認を課すこととから利用者の利益に寄与せず透明性確保するという主旨にも相反する事となると考える。

これらのことに鑑み、今後のガイドライン等の検討にあたっては、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」には、電気通信役務の提供のために社会通念上合理的に必要と考えられる情報は一般的に含まれるものであることの明確化を求める。

#### (利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法) 第二十二條の二の二十八について

今回の省令案については基本的に賛同する。

今後のガイドライン等の検討にあたっては、将来のよりよき方法の可能性を潰すことなく、特商法や資金決済法等関連する他の法令での規定や法解釈、慣例等とのバランスも考慮して、インターネットの法制度全体に悪影響を与えないように配慮することを求める。

#### (利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項) 第二十二條の二の二十九について

今回の省令案については基本的に賛同する。

今後のガイドライン等の検討にあたっては、対象となる情報、特に利用者に関する情報の内容については、個別具体的かつ詳細に記載しようとするれば、あまりに膨大な情報が通知又は表示されることとなり、却って利用者の合理的な理解を阻害するものと考えられるため、貴省が推進するスマートフォンプライバシーイニシアティブ、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインと、「利用者情報の適正な取扱」とする趣旨・目的が大きく類似することに鑑み、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインとしてプライバシーポリシーに記載することが推奨されているものと同程度をもって法の趣旨が充足されることの明確化も求める。

#### (オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項) 第二十二條の二の三十一について

今回の省令案については基本的に賛同する。

ただ、このような複雑でわかりづらい規定は事業者のコンプライアンス意識を阻害することとなるため、今後の条文策定にあたってはわかりやすい規定とすべきであると考え

る。また、ガイドライン等において、当該規定におけるオプトアウト規定は、利用者情報を外部送信したあとで事後的にイ、ロの措置を提供することは許容されるのか明確化を求める。

#### その他、今後のガイドライン等策定にあたっての意見

スマートフォンのアプリケーションの外部送信等の情報の取得に関しては、SPI等で規定されたアプリケーションプライバシーポリシーが一般に周知されている。そのため情報過多等によって利用者を混乱させないためにも、これまでの取り組みを尊重した施策をすすめる必要があると考える。

また、最新の情報通信に対する何となく不安という利用者の主観への対応は法規制だけでは困難である。規範としての啓発や相互理解のコミュニケーション等と複合的に組み合わせる必要があると考える。